

京都市教育長告示第19号

平成30年3月30日京都市教育長告示第15号（学校施設の指定）の一部を，平成31年4月1日から，次のように改めます。

平成31年3月29日

京都市教育長 在田 正秀

元京都市立待賢小学校の項を次のように改める。

元京都市立楽只小学校	京都市北区紫野西舟岡町2番地	京都市立紫野小学校
元京都市立待賢小学校	京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536番地の1	京都市立待賢幼稚園

元京都市立今熊野小学校の項を次のように改める。

元京都市立今熊野小学校	京都市東山区今熊野南日吉町27番地の3	京都市立東山泉小中学校
元京都市立向島南小学校	京都市伏見区向島津田町95番地の1	京都市立向島秀蓮小中学校

(総合教育センター学校統合推進室計画課)